

安中市議会公式SNS運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、安中市議会基本条例(安中市条例第34号)第22条第2項の規定に基づき、多くの市民が議会と市政への関心を高めるため、ソーシャルネットワークキングサービス(以下「SNS」という。)を効果的かつ安全に利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SNS フェイスブック、X(旧ツイッター)、LINE、インスタグラム、ユーチューブなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。
- (2) ページ 安中市議会(以下「市議会」という。)がSNSで取得したアカウントにより管理するホームページをいう。
- (3) 利用者 ページの閲覧者をいう。
- (4) 個人情報 ページを通じて市議会が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。

(運営)

第3条 ページの運営主体は市議会とし、総括管理は議会事務局が行うものとする。

- 2 ページへの情報掲載は、議長又は議会事務局長が行うものとする。
- 3 コメントへの返信は原則行わないものとする。

(市議会からの情報発信)

第4条 ページに情報発信できる項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の告知、映像、審査結果
- (2) 委員会等の告知、映像、審査結果
- (3) 公開が認められる協議会等の告知、映像、協議結果
- (4) 市のホームページに掲載される情報のリンク
- (5) 市議会のホームページ、議会だより等から情報提供するもの

(6)市議会又は市議会の議員の活動に係る写真及び映像(市議会の議員及び議会事務局の職員以外の者が写っているものは、本人が掲載を了承し、又は個人が特定できないよう修正したものに限る。)

(7)前各号に掲げるもののほか、議長が適当と認めるもの

(違反に対する措置)

第5条 市議会は、利用者が次に掲げる行為を行ったときは、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報、内容等の削除その他必要な措置を講ずることができる。

(1)他者を誹謗中傷し、又は侮辱する行為

(2)他者の名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、又は業務を妨害し、若しくはそれらのおそれのある行為

(3)宗教団体その他の団体又は組織(公益的な団体又は組織を除く。)への加入を勧誘する行為

(4)SNSの利用規約に違反する行為

(5)その他議長が不適切と認めた行為

(補則)

第6条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この指針は、令和6年3月19日から適用する。